



鳥取県公報

平成15年7月11日(金)
第7500号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の定款の変更の認可 (435) (耕地課) 1
	保安林の指定 (436) (森林保全課) 1
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (437・438) (＂) 2
	一般国道の区域の変更 (439) (道路課) 3
	一般国道の供用の開始 (440) (＂) 3
教委告示	定例教育委員会の招集 (17) (教育総務課) 3
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) 4
調達公告	公募型プロポーザル方式による業務委託の受託者の選定 (管理課) 5

告 示

鳥取県告示第435号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を平成15年7月3日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第436号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林の所在場所

米子市陰田町100の1・大谷町324・325の1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、327、目久美町402の1

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第437号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字宇野字石脇668の2

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第438号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字園字コツテイ出シ1239の2、字下河井1240の1、1241の1、1242、字入道谷1358、字二ノ細谷1146の4、1146の5、1148の1、1148の2、1159、1160の1、1160の3、1160の4、1161の3、字西前49の1、54、61、64、字魚見132の2、152、153、字要害657、658、661の1、662の1、字二ノ細谷1157の1から1157の3まで、1158の1から1158の3まで、字横手下1162の1から1162の3まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字宇谷字向山1100、字岩伏1099の6、1099の7

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年7月11日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
313号	変更前	倉吉市和田字大平ラ792 - 6 地先から同市寺谷字長谷134 - 1 地先まで	6.0 ~ 12.0	581.0
	変更後	倉吉市和田字大平ラ792 - 6 地先から同市寺谷字長谷134 - 1 地先まで	7.5 ~ 19.0	605.0
		倉吉市和田字大平ラ791 - 1 地先から同字799 - 1 地先まで	6.5 ~ 12.0	203.0

鳥取県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年7月11日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
313号	倉吉市和田字大平ラ792 - 6 地先から同市寺谷字長谷134 - 1 地先まで	平成15年7月11日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第17号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成15年7月11日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

- 1 日時 平成15年7月14日(月)午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成16年度鳥取県立高等学校通信制課程における入学者選抜について
 - (2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成15年7月11日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成15年8月1日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内に居住 する者
		平成15年8月29日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階 第12会議室	岩美、鳥取、郡家、及び智頭 の各警察署の管内に居住する 者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成15年7月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 中菅地区環境防災林整備工事「測量、地質調査及び詳細設計委託」
- (2) 業務場所 日野郡日野町中菅
- (3) 業務内容

本件業務は、奥日野県立公園区域内の滝山公園に隣接する崩落斜面について、当該斜面直下の県道の交通安全確保と周辺の自然環境との調和、景観、生態系、地産地消、経済性等に配慮した斜面对策工事の詳細設計等を行うものである。

- (4) 業務の詳細

測 量

平面測量	5,900㎡
山腹縦断測量	462m
山腹横断測量	5 横断

地質調査

調査ボーリング 6本

詳細設計

山腹工	2,000㎡
仮設道路	1箇所

- (5) 履行期間 契約日から150日間
- (6) 委託料 1,000万円程度（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる要件をすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成12年鳥取県告示第665号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第695号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、測量、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査に係るものを有すること。
- (3) 平成15年7月11日（金）から同月23日（水）までの間のいずれの日において、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成6年度以降に業務が完了し、成果品を納入している面積が2,000㎡以上の山腹工に係る詳細設計業務（以下「同種業務」という。）を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (5) 県内に本店を有し、かつ、次の要件にすべて該当する者であること。

ア 測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務に従事している常勤の技術部門の要員を

合わせて15名以上有すること。

イ 測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定により登録を受けている常勤の測量士を3名以上有すること。

ウ 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者（以下「技術士」という。）であって、常勤のものを1名以上有すること。

エ 常勤の技術士又は社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャ資格試験に合格し、登録を受けている者（以下「シビルコンサルティングマネージャ」という。）であって、常勤のものを各1名以上かつ合わせて3名以上有すること。

(6) 本件業務の実施期間中、次のいずれかに掲げる基準を満たす技術者を管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置することができるものを有すること。なお、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であってはならない。

ア 技術士であること。

イ シビルコンサルティングマネージャ（河川、砂防及び海岸部門又は森林土木部門に係る登録を受けている者に限る。）であること。

3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者（以下「提案者」という。）は、日野総合事務所指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）で、参加表明書を提出した者の中から、下記の事項を審査して選定する。

- (1) 同種業務の実績
- (2) 本件業務に係る組織体制
- (3) 配置予定の技術者の資格、従事している業務、実績等

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、意匠及び構造力学関係の学識経験者、滝山公園の利用者代表等で構成する中菅地区環境防災林整備工事「測量、地質調査及び詳細設計委託」企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、下記の事項について行う。

- (1) 地域の自然環境、景観、生態系、地産地消等への配慮
- (2) 設計構造の安全性
- (3) 建設工事費、管理経費等の経済性

5 最優秀提案者の選定

最優秀提案者の選定は、審査委員会で、下記の事項を総合的に勘案して行う。

- (1) 評価委員会による企画提案書の評価
- (2) 業務実績及び業務推進体制
- (3) 配置予定技術者
- (4) 実施計画

6 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒689 - 4503 日野郡日野町根雨140 - 1

鳥取県日野総合事務所県土整備局計画調査課（鳥取県日野総合事務所3階）

電話0859 - 72 - 2059

- (2) 中菅地区環境防災林整備工事「測量、地質調査及び詳細設計委託」に係る参加表明書及び企画提案書作成要領（以下「企画提案書等作成要領」という。）の交付

ア 交付期間

平成15年7月11日（金）から同月23日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書等作成要領に基づき、参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

企画提案予定者に選定された者は、企画提案書等作成要領に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

企画提案予定者に選定された者に、別途通知する。

(5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき、質問書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

7 契約の締結

最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5の選定において、その者に次いで優れていると認められた者と、順次契約の交渉を行う。

8 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

6の(1)に同じ。

(3) 詳細は、企画提案書等作成要領による。

